

日本共産党の小田桐たかしです、大きく2点質問します。

まず大きな1、教育行政については6点お聞きします。

第1にいじめについてです。いま、毎日のようにいじめに関する報道を目にします。そして、調査中のもありますが、自殺をしてしまった児童生徒が残したものにいじめをうかがわせるものも報道されています。また各教育委員会の認識の甘さ、対応のまずさを示す場合もうまれています。そこで、本市におけるいじめの現状はどうなっているのか、お聞きします。

まず3点確認したい。一つは、いじめ防止対策推進法28条の1項で規定する『重大事態』が発生した場合、本市いじめ防止対策推進条例第16条で、『いじめ対策調査会』で事実の確認並びに調査及び審査することになっていますが、対策調査会の設置・開催はどうなっていますか、答弁を求めます。

二つは、「重大事態」とは何かについてです。横浜市の事例でも明らかになりましたが、金品等に重大な被害を被った場合という項目があることを市教育委員会は認識していますか、また、児童生徒が欠席を余儀なくされている相当の期間とは、年間30日を目安にする、一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査に着手する必要があると明記していますが、同様の認識ですか、答弁を求めます。

三つは、そういうケースをあげれば、条例制定後、本市の場合、本当に対策調査会を立ち上げるほどの事例がおきていないのか、答弁を求めます。

次に、(2)校舎等改修事業についてです。

新年度予算で校舎の詳細診断がスタートします。H22年度末に発表された公共施設保全計画第1次から6年、正直ようやくの着手です。H27年12月議会における私の一般質問への答弁では、校舎の長寿命化は3つのステップがあるとされました。第1に詳細診断、第2に工法の策定、第3に工事の実施です。

そこで3点お聞きします。

一つには、学校総務課で管理する施設のうち、H29年度は何棟の詳細診断が順次行われるのですか、それ以降、下期実施計画が終わるH31年度までに何棟が終わるのですか？それは校舎相当数の何割にあたりますか？答弁を求めます。

二つには、全校舎の詳細診断が終了するには何年かかるのですか、また診断結果は千差万別でしょう。しかし、工法を特定するのも、具体的な工

事が実施されるのも一定の期間がかかると推測しますが、当局はどの程度とお考えですか、見解を求めます。

三つは、詳細診断の結果、対応が急がれる施設となっても、H31年度までは財政的裏付けは何もないのではありませんか？答弁を求めます。

次に（3）大規模校、過大規模校対策についてです。まず、平成27年1月、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について（通知）を文部科学省が出し、大規模校及び過大規模校について、7項目の教育的な課題を指摘をしています。そこで、どんな指摘が具体的にされていて、このことについて市教育委員会はどのような見解をお持ちですか、まず答弁を求めます。

7項目もの支障があるならば、当然、本市の総合教育会議でも情報が共有化され、議論がされていると思いますが、どんな議論がされているのですか、見解を求めます。

次に（4）H33年4月開校を目指す新設小学校については、他の議員も質問されたので割愛して、1点要望1点お聞きします。要望は、前議会我が党が議会で初めて提起しましたが県有地及びUR保有地、国も含めて土地の無償提供を求めるよう要望します。①今年1月、教育委員会が発表した児童生徒数の推計値、測定値と、文部科学省の適正規模12～18学級を考慮すれば、新設校は小学校1校では足りず、小学校で2校、中学校で1校の新設を視野に入れる必要があると考えますが当局の見解をもとめます。

次に、（5）教職員の現状についてです。文科省の発表では、小中高校の教職員の病気休職者数は2005年度に初めて7千人を超え、昨年度は8千人に手がかかっています。そのうち精神性疾患による者は過去5年振り返っても5千人を超えつづけていますから、教職員の長時間過密労働の解決に国も県も市も力を尽くさなければなりません。

そこでまず伺います、「産休や療養休暇を取得した先生の変わりが来ない」という話が現場から聞かれていますか、実態はどうなっていますか、長い場合、何ヶ月来ていないのですか？お答えください。

同時に、教職員に広がる非正規化を私は大変心配しています。1年で学校を転々とし、退職金や賞与など待遇格差も生じる。同じ教員免許は取得

していても、教員採用選考に受かった新任の正規教員は、ベテランの補助指導教員が付く一方で、採用選考に落ちた新任の非正規講師は補助教員がつかず、1年目からフル稼働です。こんな状況では、教職員集団も成長しあえません。

そこで、国・県に対して教員増員と正規化の拡大を強く求めるとともに、教職員のさらなる負担軽減と労働実態の把握にむけたアンケートをすべきと考えるがどうか見解を求めます。また、本市における教員の非正規化はどのような状況ですか、クラス担任をされている全教職員のうち何割を占めていますか、答弁を求めます。

次に（6）特別支援学校及び市内小中学校特別別支援学級について伺います。

県立特別支援学校では、各学校の設立時・増築時の想定児童生徒数と、現在の児童生徒数との差は、今なお大きな隔たりがあり、300を超える教室不足から、過密化、そしてきょうあい化は深刻な事態とのことで、学校関係者や保護者から改善の声が聴かれています。

当市議会でも、2015年第4回定例会で『柏特別支援学校を取り巻く諸課題の解決求める意見書』を可決していますし、市内からも通学されている児童生徒さんも数多くいらっしゃいますので、市教育委員会も同歩調で取り組んでいただきたい。そこで伺います。学校関係者や保護者とともに本市教育委員会としても、千葉県へ特別支援学校の充実を要望していただきたいがどう捉えていますか、また、増え続ける人口に比例して柏特別支援学校には市内からも多くのお子さんが通っている一方で、1教室を2クラスで使ったり、工作室が確保できず廊下で工作の授業を行うなど事態は深刻です。新設校設置を県に求めるべきと考えますが、見解を求めます。

次に、市内小中学校における特別支援学級についてです。この間児童生徒の実態や保護者の運動、そして市教委も応え、増やしていることは評価したうえで2点お聞きします。①今年1月に作成された全小中学校における児童生徒数及び学級数の推計値及び想定値では、特別支援学級の増設予定はありません。おおたかの森小学校は昨年4月1日の850人から、H31年度1463人と1.7倍になっても、H34年度2420人、2.8倍になっても特別支援は現行2学級のまま。おおたかの森中学校は、H34年度生徒数がいまより3.2倍になっても現行の1学級のままです。

こういう姿勢では特別な支援が必要としている児童生徒に向き合わないことになってしまいませんか、お答えください。②文部科学省がH24年に実施した調査結果によれば、特別な支援を必要としている児童生徒が通常学級に在籍している可能性を約6.5%程度としています。これを考慮すれば、おたかの森小学校だけでH34年度2420人に6.5%をかけた157.3人となります。特別支援学級を設置できる約8人で割れば約20学級という見通しも視野に入れておく必要があるのではありませんか、見解を求めます。

次に2、ごみ行政について2点お聞きしますが、通告後詳細の質問は担当部にお渡ししていますから細かい点も含めお聞きします。(1)昨年、一般廃棄物収集運搬業務を委託している事業者に行政指導が行われたことについてです。

【資料6】の経過の通り、家庭ごみの一般廃棄物収集運搬委託事業者へ昨年、2回のヒアリング後、立入り調査が行われ、ごみを押収し、【資料7】10月7日、市から受託業者へ立入り調査結果通知を行うなど、行政指導が行われました。そこでまず、【資料6】に絞って6点お聞きします。①ヒアリングをわざわざ2回も実施しています。なぜヒアリングをしたのですか？②2回のヒアリングの間には、約6週間もの間があり、2回目のヒアリング後初めて、報告書が提出されました。何があったのですか？③報告書まで出したのに、わざわざ立入り調査…しかも9月19日は敬老の日ですから、市職員が休日返上で行ったからには、報告書の信ぴょう性が揺らいでいるから立入り調査が後日行われたと私は受け止めますがそういう認識でいいのですか？④押収したごみは、どういうゴミだったのですか、家庭ごみの収集車に家庭ごみ以外が入っていたのですか？⑤万が一にも、家庭ごみ以外が入っていたとすれば、それはどういう内容で何キロ入っていたのですか？⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、家庭ごみの収集車に家庭ごみ以外が入っていたなら、悪質な違法行為とも思われますが、当局の見解を求めます。

次に【資料7】です。11月22日の入札の前後、この事業者には2回の立入り調査が行われています。そこで4点お聞きします。①どのような改善がみられたのか？②入札を迎えるにあたって、市として再発防止対策はどのような項目を加えたんですか、③行政指導を受けた受託事業者は、次年度以降の委託事業者を決める入札に参加できたのか、参加できたとすれ

ば、法的根拠は何か、④行政指導を受けた受託事業者は入札を落札することができたのか、その落札額は5年前と比較してどれほどの増減があったのか、答弁を求めます。

次に、(2) 行政指導をするに至った原因をどう捉えているのかについてです。

人口増、住宅増に比例して回収ステーションも増加しているにもかかわらず、11月22日行われた一般廃棄物収集運搬業務委託の入札は、熾烈な落札合戦が行われたのではないかと思われます。【資料8】にあるように、3月31日と4月1日では、1日当たりの委託料は、北部地域で29万6100円が28万7640円へ、8460円の減収、月ベースでは21万1500円の減収です。東部地域は月ベース21万5100円、南部地域は月ベース65万1600円、それぞれ大幅減収です。労働者の数も車両台数も燃料代も車の走行距離も車の保険も変わりがなくとも大幅な減少。こういう低価格入札をあおってきたからこそ、絶対にあってはならない委託業者への行政指導となった原因の一因があるのではありませんか、行政指導をするに至った原因について当局の見解を求めます。